

令和3年3月10日

保護者各位

都立江北高等学校長

大塚 雅一

緊急事態宣言の再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の 一層の徹底について

日ごろより、本校の教育活動に御理解、御協力賜りありがとうございます。

東京都は緊急事態措置等を再延長し、新規感染者数を徹底的に抑え、感染の再拡大を防ぐため、都民に対する不要不急の外出自粛の徹底、学生の卒業旅行等の自粛、歓送迎会や謝恩会等の会食の自粛、テレワークの取組強化、イベント等の開催制限の要請など、徹底した対策を講じることとしました。

都立学校においては、下記のとおり、学校における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策を一層徹底していきますので、生徒一人ひとりが感染症対策を徹底するとともに、保護者の皆様にもおきまして御家庭における感染症対策の徹底に御協力をお願いいたします。

なお、本校では3月中にオンライン学習の試行を予定しています。詳細は後日案内を配布いたしますのでご承知おきください。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

2 生徒に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック
（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- 教室等における密集の回避（生徒同士の間隔を1m以上確保）
- 30分に1回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後は速やかに帰宅する。（午後4時下校）

(2) 学習活動について

- 緊急事態宣言が解除される日まで、感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。
- 状況に応じてオンライン等を活用した学習の内容や課題の配布を行う。

(3) 部活動について

- 緊急事態宣言が解除される日まで、原則、部活動は中止する。
- 高体連、高文連、高野連、各競技団体等が主催又は後援する大会等が行われる場合、その大会等への出場は可とし、出場する大会等の初日を起算日として14日前から活動を認める。大会等に参加する部活動が、活動を実施する場合は、生徒・保護者の同意書を得るとともに、大会等出場14日前から大会等終了まで、必ず毎日、生徒の健康観察を行い学校において確認する。健康観察の実施については、同居の家族についても協力をお願いする。

(4) 学校行事について

- 緊急事態宣言が解除される日まで、生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事、修学旅行等の宿泊を伴う行事や校外での活動は中止する。
- ※1年校外学習（3月16日）、2年校外学習（3月19日）は中止とする。

(5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 生徒が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(6) 放課後における感染症予防策及び春休みに向けた生活指導の徹底

- 放課後は速やかに帰宅する。
- 生徒のみの会食やカラオケはしない。
- 卒業後においても、自覚ある行動を取る。（卒業旅行等はない。）
- 不要なアルバイトは控える。

3 家庭における感染症対策（家庭に持ち込まない行動のお願い）

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

- 不要不急の外出は避ける。
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は生徒を無理せず休養させる）
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒
- タオルなどを共用しない。
- 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を控える。
- 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

〔問合せ先〕 都立江北高等学校

副校長 太田 久人

電話 03（3880）3411